



鳥取県公報

平成17年1月7日(金)
号外第1号

毎週火・金曜日発行

目 次

調達公告 一般競争入札の実施（防災危機管理課）..... 1

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年1月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工事名

鳥取県地域衛星通信ネットワーク整備工事（第3期・市町村）

(2) 工事場所

鳥取市尚徳町116ほか

(3) 工事内容

人工衛星を利用した防災行政無線に必要な衛星通信設備の製作、据付及び調整工事を19箇所行い、県庁の統制局との総合調整を行うとともに、既設の地上系無線端末局39箇所の撤去を行うものである。

(4) 工事の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(5) 工期

平成17年3月から平成18年3月15日まで

(6) 予定価格

1,055,112,450円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の(1)から(5)までの要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により電気通信工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

(3) 平成17年1月7日（金）から同年2月4日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成7年2月4日以降に工事が完了し、引渡しの完了している人工衛星を利用した防災行政無線に必要な衛星通信設備の整備を元請又は共同企業体の構成員として施工した実績（共同企業体の構成員としての実

績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)があること。

(5) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。

ア 入札参加資格確認申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、競争入札参加資格確認申請書の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。)にある者であること。

イ 監理技術者にあつては、電気通信工事業に係る建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

ウ 主任技術者にあつては、電気通信工事業に係る主任技術者資格を有する者であること。

3 資格に関する問合せ先

〒680 - 8570 鳥取県鳥取市東町一丁目271

鳥取県防災局防災危機管理課情報システム管理室 電話 0857 - 26 - 7788

4 入札説明書

この公告に記載されていない事項については、入札説明書によるものとし、次により希望者に配布するものとする。

(1) 交付期間及び時間

平成17年1月7日(金)から同月21日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

3に同じ。

5 資格の確認

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書その他の書類(以下「申請書等」という。)を提出し、2の資格に適合することの確認を受けなければならない。また、申請書等に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間及び時間

4の(1)に同じ。

(2) 提出場所

3に同じ。

(3) 提出方法

持参すること。

6 入札手続等

(1) 入札書の提出方法

持参すること。

(2) 入札執行の日時

平成17年2月4日(金)午前10時

(3) 入札執行の場所

鳥取県鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第32会議室(車庫棟1階)

(4) 入札保証金

免除

(5) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号。以下「建設工事執行規則」という。)鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(7) 入札に当たっての留意事項

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 代理人により入札しようとするときは、必ず委任状を提出すること。

ウ 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認められたときは、入札の執行を中止することがある。

エ 入札に参加する者が1者のみの場合は、当該入札は中止することとする。

オ その他建設工事執行規則、会計規則及び入札説明書に定めるところによる。

7 入札後の留意事項

(1) 入札終了後、落札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者の別を明記した届出書を提出しなければならない。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約保証金

落札者は、契約の締結と同時に契約金額の100分の10以上の額を保証する次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 会計規則第113条に規定する契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提出

ウ 金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。)又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証

エ 公共工事履行保証証券による保証

オ 履行保証保険契約の締結

(4) 建設工事執行規則第60条第1項及び第2項に規定する前金払並びに同規則第65条第1項に規定する部分払については、入札説明書のとおりとする。

8 契約担当部局

3に同じ。

9 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

3に同じ。

(3) 提出された資料は、返却しない。また、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(4) 資料作成及び工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、7の(3)の契約保証金の額を契約金額の10分の3以上の額とするとともに、7の(4)の建設工事執行規則第60条第1項に規定する前金払の額を契約金額の10分の2以下の額とする。

(6) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(5)に掲げる監理技術者又は主任技術者に加え、電気通信工事業に係る主任技術者資格を有する者を1名専任で配置することを求める。